

社会保険の扶養家族の関係で年収130万円未満で働かれている方でも、一時的な所得増であれば2年間は継続可能との情報！再来年の制度改正までの暫定措置で不明点も多いので、要注意です。

「現場監督は週休2日で土曜に休んでも職人は休みない…日給月給制なので土曜に休めば収入が減る…ベトナム人等外国の労働者が安い日給でよく働くので太刀打ちできない…」と建築大工事業を営むA氏が笑み半分の諦め顔で話されました。運送業に限らず人手不足は大変な状況ですが、大工や左官・とび職など住宅建設に携わる職人、中でも大工不足は深刻です。今年建設キャリアアップ(CCUS)の登録

38年前の大工が急減

住宅新築は約4割にできるの？

代行認定を受けた当事務所ですがCCUSの処遇改善推進協議会座長等を歴任した芝浦工大の蟹澤宏剛氏は「就業規則さえ作っていない建設業が約半数…深刻なのは材木の工場カットで大工の現場がつまらなくなつた…せっかく若者が訓練校で学んで大工になっても鋸や鉋を使って腕を発揮する場面がなくなった…大工の棟梁（親方）はかつて匠の技であこがれの存在だったのに」と解説します（9/15付毎日）。若者が建設業界で働き続けられる環境作りが必要ですね。

10月初旬「東京都中央区日本橋の山本孝之公認会計事務所ですが政府から貰える助成金の件で…」との電話が掛ってきました。公認会計士ではなく公認会計と名乗る女性の言葉にピンときました。電話番号を尋ねると「03-6803-8226」ところが、当方の電話機に表示の発信元は050-5482-1136。050で始まる電話はインターネット回線を使ったもの（IP電話）で通信事業者に対して契約時に本人確認を義務づける法律がありません。つまり偽名で契約する事もでき特殊

050で始まる電話詐欺まがいの用語にご注意！

詐欺グループがよく利用しています。総務省は最近省令改正を行い、マイナカードや運転免許証・会社の謄本等を求めるに。電話の発信元が確認できない場合であっても用語に不自然さがあれば分かことがあります。公認会計士を公認会計と表現するのもそうです。日本行政書士会連合会や行政書士が「頼れる街の法律家」「法務事務所」など弁護士まがいの用語で一般人を惑わすのは問題あり！と言わざるを得ません。



当事務所では毎週金曜日の朝9~10時にミーティングを行います。ご協力を  
お願いします。当方に掛けられる場合は0977-23-5463（代表）へ。下記は  
当事務所の発信専用電話です。①070-5481-0659 ②070-5481-0988  
③070-5080-7611 その他の情報は、右のQRコード（当事務所のHP）で。

